

防災無線の放送内容が電話で確認できます。【専用電話番号】 ☎539・2061または☎539・2062

**5月の時間外開庁についてのお知らせ**

5月3日(土)は憲法記念日の祝日のため閉庁します。

【問合せ】企画調整課企画調整担当 ☎551・1528

**「クールビズ」を推進します**

地球温暖化防止と省エネルギーに取組むため、市では5月1日から10月31日までの期間を「クールビズ」期間として、職員は「ノーネクタイ・ノー上着」で勤務を行います。また、市議会でも同様とします。

【問合せ】職員課 ☎551・1589、議会議務局庶務係 ☎551・1523

**市勢統計13を販売中です**

3年に一度発行している概要・人口・財政・産業など14の分野にわたる統計をまとめた冊子です。市役所1階2番会計課窓口で1冊640円で販売しています。



【問合せ】総務課総務係 ☎551・1576

**安全安心まちづくり**

▼連休中は「空き巣狙い」に注意しましょう！

連休中は旅行や行楽など、外出する方も多いでしょう。「空き巣狙い」はこのようなチャンスを見逃しません。留守にするときは、短時間であってもすべてのドアや窓の鍵をかけてから出かけましょう。一

○市内の地区別 空き巣・ひったくり発生状況 (平成26年3月末現在)

地区	面積(km <sup>2</sup> )	空き巣狙い	前月末比	ひったくり	前月末比
本志	0.16				
町茂	0.28				
武蔵野	0.23				
北園	0.49				
福生	1.80	1	+1		
熊川	2.57				
北園	0.32				
田園	0.41				
加美	0.61				
東合	0.05				
計	6.92	1	+1	0	0

また犯罪者は人の目を嫌い、防犯意識の高い地域は狙いません。自分の地域を歩くときなどは防犯意識を持ちながら、周囲に目を配りましょう。

【問合せ】安全安心まちづくり課地域安全係 ☎551・1691、福生警察署生活安全課防犯係 ☎551・0110

**行政相談にも相談ください**

国や都、公共団体に対する苦情などのご相談を行政相談委員がお受けします。

【日時】毎月第一水曜日午後1時30分～4時30分  
【場所】市役所1階第1相談室※予約制  
【問合せ】秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

**年金だより**

▼法定免除期間の保険料が納付できなかったら

これまで法定免除(障害

年金や生活保護を受けているときなどの保険料免除制度)を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い(追納制度)のみが可能でしたが、平成26年4月から法定免除期間のうち、ご本人が申し出をした期間について国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになりました。※この制度の利用は申請が必要です。

【問合せ】青梅年金事務所 ☎0428・303410、保険年金課保険年金係 ☎551・1670

**市民農園の利用者追加募集**

追加募集(6月使用開始)の内容

市民農園名	区画数	貸出期限	協力会費	説明会日時(場所)
熊川東	10	平成28年2月末日	2,000円	5月18日(日)午前10時～(市民会館・公民館第5集会室)
福生加美	40			
福生奈賀	3	平成27年2月末日	1,000円	

【貸出区画面積】一区画あたり約10㎡  
【協力会費】右表のとおり(水道料、農園修繕費等)  
【応募条件】市内在住の方で5月18日(日)の説明会に出席できる方※市民農園全体で一帯一区画まで  
【注意事項】農園は、各農園の利用者で作る協力会(全員が加入)で管理運営

**職相談**

職業指導官による職業相談・職業紹介や、福生市周辺の求人も検索できます。詳細については市ホームページをご覧ください。

**ハローワーク青梅・出張就**

【問合せ】市民農園利用者協力会事務局(シティセールズ推進課) ☎551・1699

【発行開始日】  
〈特別徴収〉5月1日から  
〈普通徴収〉6月2日(月)から※年金特別徴収については、6月2日(月)から  
〈特別徴収と普通徴収の併徴〉6月2日(月)から  
④平成26年度軽自動車税の納税通知書の発送について  
軽自動車税は毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。  
対象者には5月1日に納税通知書を発送しました。  
また、軽自動車税には身体障害者等に対する減免制度がありますので、同封のお知らせをご覧ください。  
なお申請期限は5月26日(月)までとなっていますのでご注意ください。

【問合せ】課税課市民税係 ☎551・1610

▼固定資産税に関するお知らせ  
・納税通知書を5月1日に発送しました  
今年の1月1日現在、市内に土地や家屋、償却資産を所有している方に、納税通知書を発送しました。納税通知書が届かない方は課税課資産税係までお知らせください。  
【問合せ】課税課資産税係 ☎551・1614

**税金に関するお知らせ**

▼住民税・軽自動車税に関するお知らせ  
①平成26年度住民税(市・都民税)の納税通知書の発送について  
住民税は、その年の1月1日(賦課期日)現在、福生市に住んでいる方などに課税されます。平成25年中の所得に対する住民税の納税通知書は次の日程で送付します。  
・特別徴収(給与天引き) →5月12日(月)送付  
・普通徴収(納付書払い) →6月9日(月)送付  
②平成26年度の住民税(市・都民税)の徴収方法について  
西多摩地区市町村では、給与収入の方の住民税の徴収方法については、法令に基づき特別徴収(給与天引き)を行っています。  
平成26年度の特別徴収については、税額通知書を5月12日(月)に市から会社へ送付しますので、会社からお受け取りください。  
特別徴収は6月分より開始となり、翌年5月分までの計12回となります。  
③平成26年度住民税(市・都民税)の課税・非課税証明書の発行開始日について  
平成26年度住民税の課税・非課税証明書の発行を次のとおり開始します。  
【発行場所】市役所1階7番総合窓口課

**〈新規事業〉住まいの省エネ・バリアフリー住宅改修等工事費助成事業のお知らせ**

商工会では、今年度より地球温暖化の防止、居住環境の向上及び地域経済の活性化を図るため、商工会員である市内登録施工業者に依頼して、自ら居住している住宅に省エネ・バリアフリーの改修工事等を行った方に対して、費用の一部(最高10万円分)のポイント(たっけー☆☆ポイント)を交付し、ポイント使用分を助成することになりました(予算の範囲内で先着順です)。

【助成金交付までの流れ】①事前に助成の申請手続(5月1日から12月15日まで)⇒②助成の決定を受けてから工事を開始⇒③工事終了後に完了報告書を提出(平成27年1月20日まで)⇒④完了報告書提出後に見積金額か工事支払額のいずれか低い金額の10%(最高10万円分)に相当する「たっけー☆☆ポイント」を交付⇒⑤受理した「たっけー☆☆ポイント」分の買い物等を市内でしていただき、宛名入りの領収書を添付して提出(平成27年3月2日まで)⇒⑥指定口座に「たっけー☆☆ポイント」相当分の金銭が振り込まれます。

【助成対象工事】・省エネ工事：太陽光発電システム、ガス発電給湯器(エコウィル)等  
・バリアフリー化工事：段差解消工事、手すり設置工事等(市で助成を受けている場合は除く)

【問合せ】商工会 ☎551・2927(平日午前9時～正午、午後1時～5時) ※詳しくは商工会ホームページ内「住まいの省エネ・バリアフリー住宅改修等工事費助成事業のご案内」でご確認いただくか、お問い合わせください。